



Japan M&A Solution

第5期

定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2025年1月28日（火曜日）
午前10時（受付開始 午前9時30分）

開催場所

東京都千代田区平河町二丁目4番1号
都市センターホテル6階 601

決議事項

- | | |
|-------|--|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第4号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件 |
| 第5号議案 | 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件 |
| 第6号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び内容決定の件 |
| 第7号議案 | 監査等委員である取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び内容決定の件 |
| 第8号議案 | 従業員に対するストック・オプションとして新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件 |

目次

第5期定時株主総会 招集ご通知
株主総会参考書類

- 第1号議案
- 第2号議案
- 第3号議案
- 第4号議案
- 第5号議案
- 第6号議案
- 第7号議案
- 第8号議案
- 事業報告
- 計算書類
- 監査報告書

議決権行使期限

2025年1月27日（月曜日）午後5時30分まで

ジャパンM&Aソリューション株式会社
証券コード：9236

証券コード9236
2025年1月9日
(電子提供措置の開始日2025年1月6日)

株主各位

東京都千代田区麹町三丁目3番8号
麹町センターイスフ階
ジャパンM&Aソリューション株式会社
代表取締役社長三橋透

第5期定期株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第5期定期株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第5期定期株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

【当社ウェブサイト】

<https://jpmas.jp/ir/meeting/>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

【東京証券取引所ウェブサイト】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネット等によって議決権行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2025年1月27日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2025年1月28日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）

2. 場 所 東京都千代田区平河町二丁目4番1号

都市センターホテル6階 601

3. 目的事項

【報告事項】

第5期（2023年11月1日から2024年10月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件

【決議事項】

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び内容決定の件

第7号議案 監査等委員である取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び内容決定の件

第8号議案 従業員に対するストック・オプションとして新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

◎次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。従いまして、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。

① 計算書類の株主資本等変動計算書

② 計算書類の個別注記表

# 議決権行使についてのご案内

## 株主総会にご出席いただける場合



開催日時

2025年1月28日（火曜日）午前10時

（受付開始：午前9時30分）



当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

## 株主総会にご出席いただけない場合



書面による議決権行使

行使期限

2025年1月27日（月曜日）午後5時30分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただきご送付ください。



インターネット等による議決権行使 ▶ 詳細な議決権行使方法は次ページに記載しています。

行使期限

2025年1月27日（月曜日）午後5時30分まで

次頁のインターネット等による議決権行使のご案内をご高覧の上、画面の案内に従って、  
賛否を入力してください。

# インターネット等による 議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、スマートフォンまたはパソコン等から議決権行使ウェブサイトにアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

議決権  
行使期限

2025年1月27日（月曜日）  
午後5時30分まで

議決権行使  
ウェブサイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>



## QRコードを読み取る方法

インターネットによる議決権行使は、スマートフォンまたはパソコン等から議決権行使ウェブサイトにアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

スマートフォンでの議決権行使は、

「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要となります

同封の議決権行使書用紙副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。



※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

## ！ご注意事項

- インターネットにより議決権行使される場合は、郵送によるお手続きは不要です。
- 郵送とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- インターネットにより、複数回にわたり議決権行使をされた場合は、最終に行われた議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

## 議決権行使サイトの操作方法に関するお問い合わせについて

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

0120-173-027

(通話料無料、受付時間：9:00～21:00)

1

議決権行使ウェブサイトに  
アクセスする

① MUFG 三菱UFJ信託銀行  
株主総会に関するお手続きへようこそ  
（株主名簿管理者）三菱UFJ信託銀行販売代理部  
ホームページ  
(議論用紙面のご請求)

本サイトを利用し、株主総会に関するお手続きをされる場合、必ず事前に「本サイト利用規約」および「本サイト利用ガイド」をご覧ください。

本サイト利用規約  
本サイト利用ガイド

上記記載内容をご了解される場合は、右の「次の画面へ」をクリックしてください。「次の画面へ」

なお、本サイトは午前2時30分から午前4時30分までの間、保守・点検のため取扱いを休止させていただきますことをあらかじめご了承ください。

「次の画面へ」をクリック

2

お手元の議決権行使書用紙の副票  
(右側)に記載された「ログインID」  
および「仮パスワード」を入力

ログインID、パスワードをご入力のうえ、「ログイン」を選択してください。

ログイン ID 4桁 - 4桁 - 4桁 - 3桁 (半角)

パスワード または仮パスワード 「ログイン」をクリック ログイン

パスワードを変更される場合は、ログインIDおよび現在ご登録されている  
パスワードをご入力のうえ、「パスワード変更」を選択してください。  
パスワード変更

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案

### 定款一部変更の件

定款の一部を次のとおり改めたいと存じます。本定款変更は本総会終結の時をもって効力が生じるものとします。

#### 1. 提案の理由

当社は取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」へ移行いたします。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員及び監査等委員会に関する内容の新設並びに監査役及び監査役会に関する内容の削除等、所要の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 変更案                  | 現行定款                 |
|----------------------|----------------------|
| <b>第1章 総則</b>        | <b>第1章 総則</b>        |
| 第1条～第4条 (現行どおり)      | 第1条～第4条 (条文省略)       |
| <b>第2章 株式</b>        | <b>第2章 株式</b>        |
| 第5条～第11条 (現行どおり)     | 第5条～第11条 (条文省略)      |
| <b>第3章 株主総会</b>      | <b>第3章 株主総会</b>      |
| 第12条～第17条 (現行どおり)    | 第12条～第17条 (条文省略)     |
| <b>第4章 取締役及び取締役会</b> | <b>第4章 取締役及び取締役会</b> |
| 第18条 (現行どおり)         | 第18条 (条文省略)          |

| 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 現行定款                                                                                                                                                                       |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(員数)</p> <p>第19条 当会社の取締役は、<u>10名</u>以内とする。</p> <p>2 前項の取締役のうち監査等委員である取締役は、<u>5名</u>以内とする。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                        | <p>(員数)</p> <p>第19条 当会社の取締役は、<u>7名</u>以内とする。</p> <p>(新設)</p>                                                                                                               |
| <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会の決議によって<u>監査等委員</u>である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>4 当会社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</p> <p>5 補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議の効力は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> | <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(新設)</p> |
| <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役（<u>監査等委員</u>である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 <u>監査等委員</u>である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>                                                                                                                                                                                 | <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p>                                                                              |

| 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 現行定款                                                                                                                                                                               |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>3 取締役会は、その決議によって<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）</u>の中から取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> | <p>(新設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>3 取締役会は、その決議によって取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> |
| <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>                                                                                                                                                                                                                  | <p>第23条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>                                                           |
| <p>第25条 (現行どおり)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | <p>第25条 (条文省略)</p>                                                                                                                                                                 |

| 変更案                                                                                                                                                                  | 現行定款                                                                                                                                                                                                          |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> | <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が当該提案について異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> |
| <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第27条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p>                                       | <p>(新設)</p>                                                                                                                                                                                                   |
| <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第28条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、議長並びに出席した取締役が記名押印又は電子署名する。</p>                                                           | <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、議長並びに出席した取締役<u>及び監査役</u>が記名押印又は電子署名する。</p>                                                                                        |
| <p>第29条 (現行どおり)</p>                                                                                                                                                  | <p>第28条 (条文省略)</p>                                                                                                                                                                                            |
| <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって<u>監査等委員</u>である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。</p>                                    | <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p>                                                                                                              |

| 変更案                                | 現行定款                                                                   |
|------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|
| (取締役の責任免除)<br>第31条 (現行どおり)         | (取締役の責任免除)<br>第30条 (条文省略)                                              |
| <b>第5章 監査等委員会</b>                  | <b>第5章 監査役及び監査役会</b>                                                   |
| (監査等委員会の設置)<br>第32条 当会社は監査等委員会を置く。 | (監査役および監査役会の設置)<br>第31条 当会社は監査役および監査役会を置く。                             |
| (削除)                               | (監査役の員数)<br>第32条 当会社の監査役は、5名以内とする。                                     |
| (削除)                               | (監査役の選任)<br>第33条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。                                 |
|                                    | 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。     |
| (削除)                               | (監査役の任期)<br>第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 |
|                                    | 2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。                             |
| (削除)                               | (常勤監査役)<br>第35条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。                              |

| 変更案  | 現行定款                                                                                                                                                                |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (削除) | <p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p><u>第36条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p>                                                           |
| (削除) | <p><u>(監査役会の決議の方法)</u></p> <p><u>第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>                                                                              |
| (削除) | <p><u>(監査役会の議事録)</u></p> <p><u>第38条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>                                           |
| (削除) | <p><u>(監査役会規程)</u></p> <p><u>第39条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>                                                                        |
| (削除) | <p><u>(監査役の報酬等)</u></p> <p><u>第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>                                                                                                 |
| (削除) | <p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p><u>第41条 当会社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p> |

| 変更案                                                                                                                                                                         | 現行定款                                                                                                                             |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                                                                                                                                                             | <p><u>2 当会社は監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> |
| <p>(常勤の監査等委員)</p> <p><u>第33条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>                                                                                                  | <p>(新設)</p>                                                                                                                      |
| <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p><u>第34条 監査等委員会の招集通知は会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> | <p>(新設)</p>                                                                                                                      |
| <p>(監査等委員会の決議方法)</p> <p><u>第35条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p>                                                                                   | <p>(新設)</p>                                                                                                                      |
| <p>(監査等委員会の議事録)</p> <p><u>第36条 監査等委員会の議事については、法令で定めるところにより開催の日時および場所ならびに議事の経過の要領およびその結果、他の事項を書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。議事録には、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名を行う。</u></p>              | <p>(新設)</p>                                                                                                                      |

| 変更案                                                                                                                                                                                  | 現行定款                                                |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|
| (監査等委員会規程)<br>第37条 監査等委員会に関する事項は法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。                                                                                                                | (新設)                                                |
| <b>第6章 会計監査人</b>                                                                                                                                                                     | <b>第6章 会計監査人</b>                                    |
| 第38条 (現行どおり)                                                                                                                                                                         | 第42条 (条文省略)                                         |
| 第39条 (現行どおり)                                                                                                                                                                         | 第43条 (条文省略)                                         |
| 第40条 (現行どおり)                                                                                                                                                                         | 第44条 (条文省略)                                         |
| (会計監査人の報酬等)<br>第41条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。                                                                                                                                | (会計監査人の報酬等)<br>第45条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。 |
| 第42条 (現行どおり)                                                                                                                                                                         | 第46条 (条文省略)                                         |
| <b>第6章 計算</b>                                                                                                                                                                        | <b>第6章 計算</b>                                       |
| (事業年度)<br>第43条～第46条 (現行どおり)                                                                                                                                                          | (事業年度)<br>第47条～第50条 (条文省略)                          |
| <b>第7章 その他</b>                                                                                                                                                                       | <b>第7章 その他</b>                                      |
| 第47条 (現行どおり)                                                                                                                                                                         | 第51条 (条文省略)                                         |
| 附 則<br>(監査役の責任免除に関する経過措置)<br>1 当会社は、取締役会の決議によって、2025年1月開催の定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。 | (新設)                                                |

## 第2号議案

## 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

当社は、第1号議案の定款一部変更の件が承認可決された場合、監査等委員会設置会社へ移行いたします。これに伴い、取締役全員（4名）は本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）2名の選任をお諮りいたします。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として効力が発生するものとします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名                                                                         | 現在の当社における地位、担当 | 取締役会出席状況    |
|-------|----------------------------------------------------------------------------|----------------|-------------|
| 1     | 三橋 透<br><span style="border: 1px solid #0056b3; padding: 2px;">再 任</span>  | 代表取締役社長        | 14 回 ／ 14 回 |
| 2     | 今崎 恭生<br><span style="border: 1px solid #0056b3; padding: 2px;">再 任</span> | 社外取締役          | 14 回 ／ 14 回 |

候補者番号

みつはし とおる  
1 二橋透

取締役在任年数：5年2ヶ月\*本総会終結時

(1964年6月2日生)

再任

## 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1987年4月 株式会社三和銀行（現 株式会社三井UFJ銀行）入行  
 2004年9月 クリーンエナジーファクトリー株式会社 取締役 就任  
 2007年3月 フィンテックグローバル株式会社 投資銀行本部シニアバイスプレジデント 就任  
 2009年6月 フィンテックアセットマネジメント株式会社 取締役 就任  
 2009年12月 フィンテックグローバル株式会社 取締役執行役員 投資銀行本部長 就任  
 2010年10月 フィンテックグローバル証券株式会社（現 株式会社FPG証券）取締役 就任  
 2012年4月 フィンテックアセットマネジメント株式会社 代表取締役社長 就任  
 2012年6月 三田ばさら株式会社 代表取締役 就任  
 2012年9月 すし青柳株式会社 代表取締役 就任  
 2013年2月 岡山ホールディングス株式会社（現 ベターライフハウス株式会社）代表取締役 就任  
 2013年9月 株式会社ベルス 取締役 就任  
 2014年2月 岡山建設ホールディングス株式会社 代表取締役 就任  
 2014年3月 ユニハウスホールディングス株式会社（現 株式会社ユニハウス）代表取締役 就任  
 2014年6月 ベターライフサポートホールディングス株式会社 代表取締役 就任  
 2014年10月 フィンテックアセットマネジメント株式会社 取締役 就任  
 2015年9月 城南開発株式会社 代表取締役 就任  
 2015年10月 株式会社ベルス 代表取締役 就任  
 2016年4月 ベターライフプロパティ株式会社 代表取締役 就任  
 2018年2月 フィンテックグローバル株式会社 入社  
 2018年3月 フィンテックM&Aソリューション株式会社 代表取締役 就任  
 2019年9月 株式会社リエゾン 代表取締役 就任  
 2019年10月 里村株式会社 代表取締役 就任  
 2019年11月 当社設立 代表取締役社長 就任（現任）  
 2020年4月 里村株式会社 取締役 就任  
 2020年12月 株式会社リエゾン 取締役 就任  
 2021年3月 三田ばさら株式会社 取締役 就任

## ■ 所有する当社の株式の数 560,000株

## (取締役候補者とした理由)

当社の創業者であります。代表取締役社長として、これまで当社の経営をけん引し企業価値向上にリードアップを發揮しております。当社の経営に精通しており、豊富な知識・経験は当社の企業価値向上に不可欠であるため、取締役候補者といたしました。

候補者番号

2

いまざき やすお  
今崎 恭生

(1951年5月4日生)  
社外取締役候補者  
独立役員

取締役在任年数：3年4ヶ月\*本総会終結時

再任

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

|         |                                                           |
|---------|-----------------------------------------------------------|
| 1975年4月 | 株式会社三和銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）入行                                 |
| 2002年1月 | 同行 執行役員 就任                                                |
| 2005年6月 | 株式会社ジェーシービー 執行役員 就任                                       |
| 2006年6月 | 同社 取締役常務執行役員 就任                                           |
| 2010年6月 | 株式会社みどり会 代表取締役社長 就任                                       |
| 2014年6月 | 東洋プロパティ株式会社（現 東洋不動産株式会社）代表取締役社長 就任                        |
| 2015年6月 | 東リ株式会社 社外取締役 就任<br>三信株式会社 社外取締役 就任                        |
| 2019年6月 | 東洋プロパティ株式会社（現 東洋不動産株式会社）取締役会長 就任<br>オーフラヤ不動産株式会社 取締役会長 就任 |
| 2021年6月 | オーフラヤ不動産株式会社 顧問 就任                                        |
| 2021年9月 | 当社 社外取締役 就任（現任）                                           |

### ■ 所有する当社の株式の数

一株

### （社外取締役候補者とした理由及び期待される役割）

長年の経営者としての豊富な経験と知見があり、業務執行を行う取締役から独立した客観的な立場からの有益な意見や提言をいただきうえで、適任であると考えております。取締役の業務執行に関する監督、助言等を期待し、監督機能を果たすことを期待しております。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に利害関係はありません。  
2. 今崎恭生氏は社外取締役候補者であります。また、当社は、今崎恭生氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定し、届け出る予定であります。  
3. 今崎恭生氏の選任が承認された場合、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の責任を同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。  
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が補填されることとなります。本議案に基づき各候補者の選任が承認された場合、各候補者は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。なお、当社は、当該保険契約を取締役の任期中に同様の内容で更新することを予定しております。

## 第3号議案

## 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案の定款一部変更の件が承認可決された場合、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力が発生するものとします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名           | 現在の当社における地位、担当 | 取締役会出席状況 |
|-------|--------------|----------------|----------|
| 1     | 大山 亨<br>新 任  | 社外取締役          | 10回／10回  |
| 2     | 阿部 慎史<br>新 任 | 社外監査役          | 13回／14回  |
| 3     | 酒井 奈緒<br>新 任 | 社外監査役          | 14回／14回  |

候補者番号

1

おおやまとおる  
大山亨

(1967年8月24日生)  
監査等委員である  
社外取締役候補者  
独立役員

取締役在任年数：1年\*本総会終結時

新任

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1991年4月 山一證券株式会社 入社  
1997年10月 株式会社関配（現 株式会社キャプティ） 入社  
1998年4月 富士証券株式会社（現 みずほ証券株式会社） 入社  
2000年10月 合併によりみずほ証券株式会社へ移籍 公開引受部  
2001年3月 HSBC証券株式会社 東京支店 入社  
2002年2月 株式上場コンサルタントとして独立  
2003年7月 有限会社トラスティ・コンサルティング（現 有限会社セイレーン） 設立 代表取締役 就任（現任）  
2003年10月 ウインテスト株式会社 社外監査役 就任  
2004年6月 フィンテックグローバル株式会社 社外監査役 就任  
2005年4月 株式会社トラスティ・コンサルティング設立 代表取締役 就任（現任）  
2007年1月 エフエックス・オンライン・ジャパン株式会社（現 IG証券株式会社） 社外監査役 就任（現任）  
2008年1月 株式会社アールエイジ 社外監査役 就任  
2008年9月 株式会社ビューティー花壇 監査役 就任  
2013年4月 フィンテックグローバル株式会社 社外監査役 就任  
2014年6月 株式会社イオレ 社外監査役 就任（現任）  
2015年10月 ウインテスト株式会社 社外取締役(監査等委員) 就任  
2016年5月 株式会社アズ企画設計 社外取締役(監査等委員) 就任（現任）  
2018年1月 株式会社アールエイジ 社外取締役(監査等委員) 就任  
2019年12月 フィンテックグローバル株式会社 社外取締役(監査等委員) 就任（現任）  
2024年1月 当社 社外取締役 就任（現任）

- 所有する当社の株式の数 20,000株

### （社外取締役候補者とした理由及び期待される役割）

株式上場コンサルタントとして長年公開指導に当たっており、また複数の上場企業の社外役員としての実績を積んでおられることから、その経験と幅広い見識があることから適任であると考えております。取締役の業務執行に関する監督、助言等をいただき、監督機能を果たすことを期待しております。

候補者番号

2

あ　べ　し　ん　じ  
阿部 慎史

(1979年5月21日生)

監査等委員である  
社外取締役候補者  
独立役員

監査役在任年数：4年\*本総会終結時

新 任

## 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

|            |                                              |
|------------|----------------------------------------------|
| 2003 年 10月 | 公認会計士試験 2次試験合格                               |
|            | 新日本監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人) 入所                  |
| 2006 年 10月 | 弁護士法人キャスト糸賀(現 弁護士法人瓜生・糸賀法律事務所)入所             |
| 2007 年 5月  | 公認会計士登録、阿部慎史公認会計士事務所 開設(現任)                  |
| 2007 年 7月  | 税理士登録、阿部慎史税理士事務所 開設 (現 ブレイクスルーパートナー税理士法人)    |
| 2017 年 6月  | 株式会社セキュアイノベーション 監査役 就任 (現任)                  |
| 2018 年 3月  | 株式会社エードット(現 株式会社Birdman)社外取締役(監査等委員) 就任      |
| 2019 年 7月  | 阿部慎史税理士事務所をブレイクスルーパートナー税理士法人へ法人化 代表社員 就任(現任) |
| 2020 年 12月 | クオリップス株式会社 監査役就任 (現任)                        |
| 2021 年 1月  | 当社 社外監査役 就任(現任)                              |

## ■ 所有する当社の株式の数

一株

## (社外取締役候補者とした理由及び期待される役割)

公認会計士及び税理士としての豊富な経験と専門性を有し、上場企業の監査役としての職務経験をもとに、独立した立場から当社の取締役会の意思決定の妥当性と適正性を確保するための助言と提言をいただくなされ、適任であると考えております。同氏には上記の経験と識見に基づいた助言をいただき、監督機能を果たすことを期待しております。

候補者番号

3

さかいなお  
酒井 奈緒

(1982年7月8日生)  
監査等委員である  
社外取締役候補者  
独立役員

監査役在任年数：3年\*本総会終結時

新任

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 2010 年 9月 司法試験合格  
2011 年 12月 弁護士登録  
2012 年 1月 サン総合法律事務所 入職(現任)  
2019 年 8月 有限会社ラックスキャピタル 代表 就任 (現任)  
2021 年 3月 株式会社TOKIO-BIA 監査役 就任 (現任)  
2022 年 1月 当社 社外監査役 就任(現任)  
2024 年 3月 株式会社ノムラシステムコーポレーション 社外取締役 (監査等委員) 就任 (現任)  
2024 年 9月 株式会社ノマドロジーホールディングス 社外監査役 就任 (現任)

### ■ 所有する当社の株式の数

一株

### (社外取締役候補者とした理由及び期待される役割)

弁護士としての豊富な経験と専門性を有し、独立した立場から当社の取締役会の意思決定の妥当性と適正性を確保するための助言と提言をいただくうえで、適任であると考えております。同氏には上記の経験と識見に基づいた助言をいただき、監督機能を果たすことを期待しております。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に利害関係はありません。  
2. 大山亨、阿部慎史及び酒井奈緒の各氏は社外取締役候補者であります。また、当社は、大山亨、阿部慎史及び酒井奈緒の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定し、届け出る予定であります。  
3. 大山亨、阿部慎史及び酒井奈緒の各氏の選任が承認された場合、当社は各氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。  
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が補填されることとなります。本議案に基づき各候補者の選任が承認された場合、各候補者は当該保険契約の被保険者に含まれられることとなります。なお、当社は、当該保険契約を取締役の任期中に同様の内容で更新することを予定しております。

## 第4号議案

## 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2022年1月28日開催の第2期定時株主総会において年額500,000千円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、当社は、第1号議案の定款一部変更の件が承認可決された場合、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬枠を廃止し、経済情勢等諸般の事情を勘案して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を「年額500,000千円以内（うち社外取締役100,000千円以内）」と定めることとさせていただきたいと存じます。

なお、当社における取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は、事業報告「4. (4)①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」に記載のとおりであるところ、本議案をご承認いただいた場合には、その対象を取締役（監査等委員である取締役を除く。）に変更する予定であり、実質的な変更はありません。本議案に係る報酬額は、当該変更後の方針に基づいて報酬を支給するものであり、相当であると判断しております。なお、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役は4名（うち社外取締役2名）ですが、第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決されると、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は2名（うち社外取締役1名）となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力が発生するものとします。

## 第5号議案

## 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

当社の監査役の報酬等の額は、2022年1月28日開催の第2期定時株主総会において年額50,000千円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、当社は、第1号議案の定款一部変更の件が承認可決された場合、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、移行に伴い、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員である取締役の報酬等の額を年額50,000千円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとすることにつきご承認をお願いするものであります。本議案に係る報酬額は、監査等委員である取締役の職責に照らして相当であると判断しております。

第1号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されると、監査等委員である取締役は3名となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力が発生するものとします。

## 第6号議案

### 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び内容決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、第4号議案が原案どおり承認可決されると、年額500,000千円以内（うち社外取締役100,000千円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）となります。

今般、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）に対して、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の総額を、年額100,000千円以内（うち社外取締役分は年額20,000千円以内）としてお諮りするものです。

当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めること、及び業績目標の達成に対するインセンティブを強化することを目的としており、報酬の内容として相当なものであると判断しております。

対象取締役の報酬等として付与する新株予約権の具体的な付与時期及び割当数は、取締役会の協議により決定することいたします。

第2号議案が原案どおり承認可決されると、対象取締役は2名（うち社外取締役1名）となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

#### 記

##### （1）新株予約権の割当を受ける者

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）

##### （2）新株予約権の数

各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内に当社の対象取締役に割り当てる新株予約権の数は、対象取締役につき160個（内、社外取締役20個）を上限とする。

##### （3）新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を

行う場合には、付与株式数を次の算式により調整する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

(4) 新株予約権と引換えに払い込む金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(5) 新株予約権の公正価額

新株予約権の公正価額は、割当日における当社株価及び行使価額等の諸条件をもとにブラック・ショールズ・モデルを用いて算定するものとする。

(6) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額または割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（取引が成立していない場合はそれに先立つ直近日の終値）のうちいかれか高い金額とし、1円未満の端数は切り上げる。

(7) 新株予約権の権利行使期間

新株予約権の付与決議の日後2年を経過した日から当該付与決議の日後10年を経過する日までの範囲内で、取締役会が決定する期間とする。ただし、権利行使期間の最終日が銀行休業日に当たるときは、その前営業日が最終日となる。

(8) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役（監査等委員である取締役含む。）、監査役、執行役員、従業員の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

② 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。ただし、取締役会が認めた場合は、この限りではない。

- ③ 各新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。
- ④ 当社株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場していることを条件とする。
- ⑤ その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

#### (9) 新株予約権の取得の条件

以下の①、②、③、④、⑤又は⑥の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）若しくは⑦の場合は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ② 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
- ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤ 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によつてその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑥ 当期純損失を計上する計算書類（当社第6期事業年度に係るものに限る。）の承認議案
- ⑦ 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権行使することができなくなった場合

#### (10) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

#### (11) その他

新株予約権に関するその他の事項については、今後開催される当社取締役会において定めるものとする。

## 第7号議案

### 監査等委員である取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び内容決定の件

監査等委員である取締役の報酬等の額は、第5号議案が原案どおり承認可決されると、年額50,000千円以内となります。

監査等委員である取締役の報酬に対して、上記の報酬枠とは別枠で、監査等委員である取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の総額を、年額25,000千円以内として設定したく、お諮りするものであります。当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることに対するインセンティブを強化することを目的としており、当社の業況、監査等委員である取締役の貢献度その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

監査等委員である取締役の報酬等として付与する新株予約権の具体的な付与時期及び割当数は、監査等委員である取締役の協議により決定することいたします。

第3号議案が原案どおり承認可決されると、監査等委員である取締役は3名となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

#### 記

##### (1) 新株予約権の割当を受ける者

監査等委員である取締役

##### (2) 新株予約権の数

各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内に割り当てる新株予約権の数は、監査等委員である取締役につき60個を上限とする。

##### (3) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

(4) 新株予約権と引換えに払い込む金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(5) 新株予約権の公正価額

新株予約権の公正価額は、割当日における当社株価及び行使価額等の諸条件をもとにブラック・ショールズ・モデルを用いて算定するものとする。

(6) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額または割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（取引が成立していない場合はそれに先立つ直近日の終値）のうちいずれか高い金額とし、1円未満の端数は切り上げる。

(7) 新株予約権の権利行使期間

新株予約権の付与決議の日後2年を経過した日から当該付与決議の日後10年を経過する日までの範囲内で、取締役会が決定する期間とする。ただし、権利行使期間の最終日が銀行休業日に当たるときは、その前営業日が最終日となる。

(8) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役（監査等委員である取締役含む。）、監査役、執行役員、従業員の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。ただし、取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ③ 各新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。
- ④ 当社株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場していることを条件とする。その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契

約」に定めるところによる。

(9) 新株予約権の取得の条件

以下の①、②、③、④、⑤又は⑥の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）若しくは⑦の場合は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ② 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
- ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤ 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑥ 当期純損失を計上する計算書類（当社第6期事業年度に係るものに限る。）の承認議案
- ⑦ 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権行使することができなくなった場合

(10) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(11) その他

新株予約権に関するその他の事項については、今後開催される当社取締役会において定めるものとする。

## 第8号議案

### 従業員に対するストック・オプションとして新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、従業員に対するストック・オプションとしての新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつきご承認をお願いいたしたいと存じます。

なお、本新株予約権は、当期純損失を計上する計算書類（当社第6期事業年度に係るものに限る。）が当社取締役会にて承認された場合には、当社が無償で本新株予約権を取得することができる取得条項付新株予約権であります。

- 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由  
当社の業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的に、当社従業員に対し、金銭の払込みを要することなくストック・オプションとして新株予約権を無償で発行するものであります。付与基準といたしましては、付与時点において当社従業員であります。当社は、同種のストックオプション（新株予約権）を毎年継続的に発行してまいる予定でございます。
- 本総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及び数の上限  
下記のとおりとします。

#### 記

- その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限

下記(3)に定める内容の新株予約権480個を上限とする。なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数は、当社普通株式48,000株を上限とし、下記(3)①により付与株式数(以下に定義される。)が調整された場合は、調整後付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数を上限とする。

- その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権  
金銭の払込みを要しないこととする。

- その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容  
① 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

## ② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）又は割当日の前営業日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）のいずれか高い金額とする。ただし、行使価額は以下の調整に服する。

- i 割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

- ii 割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式に使用する「既発行株式数」は、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

- iii) さらに、上記のほか、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て又は他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

#### ③ 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の付与決議の日後2年を経過した日から当該付与決議の日後10年を経過する日までの範囲内で、取締役会が決定する期間とする。

#### ④ 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- i) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- ii) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記i)記載の資本金等増加限度額から上記i)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

#### ⑤ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

#### ⑥ 新株予約権の取得条項

以下のi)、ii)、iii)、iv)、v)又はvi)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）若しくはvii)の場合は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- i) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

- ii 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
  - iii 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
  - iv 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
  - v 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
  - vi 当期純損失を計上する計算書類（当社第6期事業年度に係るものに限る。）の承認議案
  - vii 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権を使用することができなくなった場合
- ⑦ 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- i 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- ii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- iii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記①に準じて決定する。

- iv 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記②で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記 iii に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
  - v 新株予約権を行使することができる期間  
上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - vi 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記④に準じて決定する。
  - vii 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
  - viii 新株予約権の取得条項  
上記⑥に準じて決定する。
  - ix その他の新株予約権の行使の条件  
下記⑧に準じて決定する。
- ⑧ その他の新株予約権の行使の条件  
新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。
3. 新株予約権のその他の内容  
新株予約権のその他の内容については、新株予約権発行に係る当社取締役会決議により定める。

以上

# 事業報告 (2023年11月1日から2024年10月31日まで)

## 1 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国の経済は、株価が一時34年振りに最高値を更新するなど、企業業績が総じて好調に推移し、設備投資も堅調でした。春闘で高い賃上げ率が実現したこともあり、個人消費の緩やかな改善が見られました。ただし、人手不足による人件費や物流コストの増加、また根強い円安傾向などによって物価上昇圧力が強い状況が続ければ、消費が抑制される恐れがあります。さらに米国の新政権による通商政策の行方、米中の貿易摩擦再燃の懸念、地政学リスクの高まり、振れやすい為替相場など、先行きの不透明感が払しょくされる兆しが窺えない困難な状況が続いています。

中堅・中小企業M&A市場は、経営者の高齢化による後継者不足問題が深刻化するなか、事業承継の有力な手段として注目を集め、拡大傾向にあります。特に、後継者不在で黒字倒産する企業も多く、貴重な経営資源の有効活用と経済活性化のため、M&Aによる事業承継が重要視されています。近年では、事業承継だけでなく、新規事業創出や企業変革を目的としたM&Aも増加しており、その多様化が進んでいます。

M&Aアドバイザリー業務の市場は、堅調に拡大していますが、同時に市場の健全化に向けた取り組みも求められています。政府や業界団体によるガイドライン策定や自主規制ルールの導入など、官民一体となった取り組みが進み、M&A市場はより健全な発展が期待されています。

このような事業環境下で、当社は1社でも多くの企業の事業承継を支援するため、引き続き金融機関や会計事務所等の提携先の新規開拓を進めました。また、M&Aのニーズの発掘のため、提携先への研修会や勉強会の実施についても強化を図ってまいりました。

この結果、当事業年度において需要の伸長に対応すべくM&Aアドバイザーが34名（前期26名）と増員し、新規受託件数は順調に増加しております。しかし一方で、当社の重要指標である当事業年度の成約組数は57組（前期75組）と前事業年度と比較して減少いたしました。

当事業年度における売上高は602,292千円（前期比20.0%減）、営業損失は14,894千円（前期は176,194千円の営業利益）、経常損失は14,575千円（前期は168,333千円の経常利益）、当期純損失は11,524千円（前期は125,023千円の当期純利益）となっております。

なお、当社は、M&Aアドバイザリー事業の単一セグメントであるため、セグメントに関する記載は省略しております。

### (2) 設備投資の状況

該当事項はありません。

### (3) 資金調達の状況

東京証券取引所グロース市場への上場に伴うオーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資により、2023年11月17日に総額70,639千円の資金調達を行いました。

### (4) 対処すべき課題

#### ① 信用力の向上

ご依頼者はM&Aに様々な不安を抱きながら決断を行い、理想の譲受希望企業を求め、交渉を進めていくためM&Aアドバイザリー事業者を選定するうえで、これまでの実績・信用力を重視する傾向があります。そのため、当社が譲渡希望企業から選定されるためには、信用力の向上が必要不可欠であり、そのための体制構築が重要な経営課題と認識しております。信用力の向上のため、内部管理体制及びコンプライアンス体制の整備・充実等を図ってまいります。

#### ② 人材の確保・教育の強化

当社は、M&Aアドバイザリー事業を持続的に成長させるために、最も重要な経営資源は人的資源であると考えており、多様な人材を継続的に採用、育成することが重要な経営課題であると認識しております。

そのため、当社の中期経営計画の重要戦略である人員計画に沿って、採用を行うとともに、教育を実施してまいります。

#### ③ 案件の進捗管理

当社は、案件管理を行い、その進捗を提携先・ご依頼者に報告し、成約実績を積み上げていくことが当社の信用力向上につながると認識しております。そのため、ご依頼者と合意したスケジュールどおりにM&Aを実行する必要があり、案件の進捗管理が重要であると認識しております。そこで、案件の進捗管理においては、担当者による属人的な管理ではなく、組織的な管理が必要と考えております。週次の案件検討会や経営企画室による専門的かつ総合的なサポート等を通じ、徹底したスケジュール管理を実施しております。

#### ④ 社内管理体制の強化

当社は、積極的な人員採用により組織が拡大していることから、情報漏洩や書類紛失等の当社の信用力に影響する事象を未然に防ぐための体制整備や提供業務の品質標準化等の社内管理体制の強化が必要であると認識しております。

この課題を解決すべく、社内規程や業務フローの整備、定期的な内部監査の実施等を通じて、社内体制の強化を行っております。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## (5) 財産及び損益の状況の推移

| 区分                             | 期別 | 第2期       | 第3期       | 第4期       | 第5期<br>2024年10月期<br>(当事業年度) |
|--------------------------------|----|-----------|-----------|-----------|-----------------------------|
|                                |    | 2021年10月期 | 2022年10月期 | 2023年10月期 |                             |
| 売上高 (千円)                       |    | 342,083   | 434,298   | 752,874   | <b>602,292</b>              |
| 経常利益又は経常損失 (△) (千円)            |    | 47,824    | 61,343    | 168,333   | △14,575                     |
| 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) (円) |    | 26.93     | 36.15     | 104.02    | △7.78                       |
| 当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)          |    | 31,979    | 43,311    | 125,023   | △11,524                     |
| 純資産額 (千円)                      |    | 207,712   | 251,023   | 597,951   | <b>702,761</b>              |
| 総資産額 (千円)                      |    | 285,221   | 316,713   | 752,390   | <b>770,749</b>              |
| 1株当たり純資産額 (円)                  |    | 173.38    | 209.54    | 433.93    | <b>465.40</b>               |

(注) 2021年11月15日開催の取締役会決議に基づき、2022年1月1日付で普通株式1株につき2,000株とする株式分割を行っており、1株当たり当期純利益又は当期純損失 (△) 及び1株当たり純資産額は当該株式分割後の株式数に換算して記載しております。

## (6) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

## (7) 主要な事業内容

| 事業           | 事業内容                                                          |
|--------------|---------------------------------------------------------------|
| M&Aアドバイザリー事業 | 対象会社の内容を調査し、株主の意向や従業員の安定雇用、取引先との関係、企業の発展などを考え、適したM&Aを提案しています。 |

## (8) 主要な営業所

| 名 称 | 所 在 地                            |
|-----|----------------------------------|
| 本社  | 東京都千代田区麹町三丁目3番8号<br>麹町センタープレイス7階 |

## (9) 従業員の状況

| 従 業 員 数 | 前期末比増減 |
|---------|--------|
| 39 名    | +10 名  |

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者は存在しないため、記載をしていません。

## (10) 主要な借入先

該当事項はありません。

## 2 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 4,700,000株  
 (2) 発行済株式の総数 1,503,300株  
 (3) 株主数 1,578名  
 (4) 大株主

| 株 主 名                | 持株数   | 持株比率   |
|----------------------|-------|--------|
| 三橋 透                 | 560千株 | 37.25% |
| 株式会社ディア・ライフ          | 114   | 7.58   |
| 中島 秀浩                | 49    | 3.25   |
| ジャパンベストレスキューシステム株式会社 | 40    | 2.70   |
| 光通信株式会社              | 29    | 1.98   |
| 有限会社ディアナス            | 25    | 1.72   |
| auカブコム証券株式会社         | 25    | 1.71   |
| JPモルガン証券株式会社         | 20    | 1.34   |
| 大山 亨                 | 20    | 1.33   |
| 株式会社玄武               | 19    | 1.26   |

(注) 持株比率は自己株式（31株）を控除して計算しております。

## (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

該当事項はありません。

### 3 会社の新株予約権等に関する事項

#### (1) 職務執行の対価として交付した新株予約権の当事業年度末における状況

- ・新株予約権の数  
22,204個
- ・目的となる株式の種類及び数  
普通株式 72,800株
- ・当社取締役、その他の役員の保有する新株予約権の区分別合計

|                   | 回次 (行使価額)        | 行 使 期 間                   | 個 数    | 目的である株式の種類及び数  | 保有者数 |
|-------------------|------------------|---------------------------|--------|----------------|------|
| 取締役<br>(社外取締役を除く) | 第2回 (1,000,000円) | 2022年7月31日<br>～2030年7月30日 | 3個     | 普通株式<br>6,000株 | 1名   |
|                   | 第3回 (1,250,000円) | 2023年4月29日<br>～2031年4月28日 | 2個     | 普通株式<br>4,000株 | 1名   |
|                   | 第5回 (700円)       | 2024年1月29日<br>～2032年1月28日 | 3,000個 | 普通株式<br>3,000株 | 1名   |
| 社外取締役             | 第5回 (700円)       | 2024年1月29日<br>～2032年1月28日 | 3,000個 | 普通株式<br>3,000株 | 1名   |

#### (2) 当事業年度中に職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

- ・新株予約権の名称  
第7回新株予約権
- ・発行した新株予約権の数  
215個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数  
普通株式 21,500株 (新株予約権1個につき100株)
- ・新株予約権の発行価額  
払込を要しない
- ・新株予約権の行使価額  
1個あたり 204,700円
- ・新株予約権の行使期間  
2026年6月13日～2034年5月30日

・新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役及び従業員の地位、あるいは当社と何らかの業務委託契約を締結していることを要するものとする。但し、取締役会で個別に決議した場合はこの限りではないものとする。
  - ② 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。
  - ③ 当社株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場していることを条件とする。
- ・当社従業員、当社子会社役員及び従業員に交付した新株予約権の区分別合計

|       | 新株予約権の数 | 交付者数 |
|-------|---------|------|
| 当社従業員 | 215個    | 20名  |

(注) 当該新株予約権が付与された当社従業員20名のうち2名が退職したことに伴い、上記のうち27個(2,700株)は権利を喪失しております。

### (3) その他新株予約権に関する事項

当社は2024年12月20日開催の取締役会において、当社発行の第7回新株予約権の取得及び消却について決議し、2024年12月20日付けで当該新株予約権の全てを取得及び消却いたしました。

## 4 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の氏名等

| 氏 名       | 地位及び担当   | 重要な兼職の状況                                                                                                                                  |
|-----------|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 三 橋 透     | 代表取締役社長  |                                                                                                                                           |
| 河 合 寿 士   | 取締役 管理部長 |                                                                                                                                           |
| 今 崎 恭 生   | 取締役      |                                                                                                                                           |
| 大 山 亨     | 取締役      | 有限会社セイレーン 代表取締役<br>株式会社トラスティ・コンサルティング 代表取締役<br>IG証券株式会社 社外監査役<br>株式会社イオレ 社外監査役<br>フィンテックグローバル株式会社 社外取締役(監査等委員)<br>株式会社アズ企画設計 社外取締役(監査等委員) |
| 五 十 嵐 敬 喜 | 常勤監査役    | 株式会社リカレントエコノミクス 代表取締役                                                                                                                     |
| 阿 部 慎 史   | 監査役      | 阿部慎史公認会計士事務所 代表<br>株式会社セキュアイノベーション 監査役<br>ブレイクスルーパートナー税理士法人 代表社員<br>ワオリップス株式会社 監査役                                                        |
| 酒 井 奈 緒   | 監査役      | サン綜合法律事務所 弁護士<br>有限会社ラックスキャピタル 代表<br>株式会社TOKIO-BIA 監査役<br>株式会社ノムラシステムコーポレーション 社外取締役(監査等委員)<br>株式会社ノマドロジーホールディングス 社外監査役                    |

- (注) 1. 今崎恭生氏、大山亨氏は社外取締役であります。  
2. 五十嵐敬喜氏、阿部慎史氏、酒井奈緒氏は社外監査役であります。  
3. 当社は、取締役今崎恭生氏、大山亨氏、監査役五十嵐敬喜氏、阿部慎史氏及び酒井奈緒氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。  
4. 阿部慎史氏は公認会計士・税理士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
5. 酒井奈緒氏は弁護士であり、法律に関する相当程度の知見を有しております。  
6. 取締役中島秀浩氏は2024年1月30日開催の第4期定期株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。

### (2) 責任限定契約の内容の概要

社外取締役今崎恭生氏、大山亨氏、監査役五十嵐敬喜氏、阿部慎史氏及び酒井奈緒氏は当社と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償の責任限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

### (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

#### ① 被保険者の範囲

当社の全ての取締役及び監査役

#### ② 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

被保険者が①の会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するものです。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。保険料は全額当社が負担いたします。

### (4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

#### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

取締役の報酬等の額の決定については取締役会の決議により決定いたします。

#### ② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2022年1月28日開催の第2期定時株主総会において年額500百万円（うち社外取締役分は年額50百万円）以内と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名（うち、社外取締役は1名）です。

監査役の金銭報酬の額は、2022年1月28日開催の第2期定時株主総会において年額50百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

#### ③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長三橋透が取締役の個人別の報酬額の具体的な内容を決定しております。

その権限の内容は株主総会で決議された報酬総額の範囲内で、会社の業績や経営内容、各取締役の担当職務、貢献度等を勘案して決定しております。

これらの権限を委任した理由は、当社全体の業務を俯瞰しつつ各取締役の担当職や職責の評価を実施でき、当社を取り巻く経営環境等を熟知し、総合的に役員の報酬額を決定できると判断したためあります。

取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、報酬額の決定前に常勤監査役と事前に協議を行う等の措置を講じており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

#### ④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

| 役員区分             | 報酬等の総額<br>(千円)     | 報酬等の種類別の総額（千円）     |          |          | 対象となる<br>役員の員数<br>(人) |
|------------------|--------------------|--------------------|----------|----------|-----------------------|
|                  |                    | 基本報酬               | 業績連動報酬等  | 非金銭報酬等   |                       |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 51,105<br>(5,700)  | 51,105<br>(5,700)  | —<br>(—) | —<br>(—) | 5<br>(2)              |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 11,400<br>(11,400) | 11,400<br>(11,400) | —        | —        | 3<br>(3)              |

(注) 2022年1月28日開催の第2期定時株主総会決議により、取締役の報酬限度額は年額500百万円以内、監査役の報酬限度額は年額50百万円以内となっております。

## (5) 社外役員に関する事項

### ① 取締役 今崎 恒生

#### ア. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

#### イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

#### ウ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会14回全てに出席いたしました。

経営全般に関わる事項や、内部統制に関わる事項等、多角的見地から有用な指摘、意見を期待しており、取締役会における助言や提言、指名・報酬委員会の活動等を通して、期待された役割を果たしております。

### ② 取締役 大山 亨

#### ア. 重要な兼職先と当社との関係

有限会社セイレーン、株式会社トラスティ・コンサルティング、IG証券株式会社、株式会社イオレ、フィンテックグローバル株式会社、株式会社アズ企画設計とは取引関係もないことから特別な関係はありません。

#### イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

#### ウ. 当事業年度における主な活動状況

社外取締役の就任後に開催された取締役会10回全てに出席いたしました。

証券会社で長い経験、株式上場コンサルタントとしての豊富な経験と幅広い専門的見識から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、市場の動向、経営管理及びリスク管理等を踏まえて適宜、必要な発言を行っております。

③ 監査役 五十嵐 敬喜

ア. 重要な兼職先と当社との関係

株式会社リカレントエコノミクスとは取引関係もないことから特別な関係はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会14回全てに出席いたしました。また、監査役会14回全てに出席いたしました。経営全般に関わる事項や、内部統制に関わる事項等、多角的見地から有用な指摘、意見を述べております。

④ 監査役 阿部 慎史

ア. 重要な兼職先と当社との関係

阿部慎史公認会計士事務所、株式会社セキュアイノベーション、ブレイクスルーパートナ一税理士法人、ワオリップス株式会社とは取引関係もないことから特別な関係はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回出席いたしました。また、監査役会14回のうち13回出席いたしました。公認会計士・税理士としての専門的知識と経験から特に会計及び財務及び内部統制に関する有用な指摘と意見を述べております。

⑤ 監査役 酒井 奈緒

ア. 重要な兼職先と当社との関係

サン総合法律事務所、有限会社ラックスキャピタル、株式会社TOKIO-BAA、株式会社ノムラシステムコーポレーション、株式会社ノマドロジーホールディングスとは取引関係もないことから特別な関係はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会14回全てに出席いたしました。また、監査役会14回全てに出席いたしました。弁護士としての専門的知識と経験から特に法務・コンプライアンスに関する有用な指摘と意見を述べております。

## 5 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

|                     | 支払額      |
|---------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 21,000千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積り等が当社の事業規模や事業内容に適切であるかどうか、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ必要な協議を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断を行っています。具体的には、報酬金額とその根拠を確認し、前年度の会計監査の監査状況と本年度の監査計画を勘案して最終的に会社法第399条第1項の会計監査人の報酬等の同意を行っています。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。また、上記の場合の他、会計監査人の職務遂行の状況、監査の品質等を総合的に勘案して、監査役会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

### (5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項が定める最低責任限度額としております。

## 6 会社の体制及び方針

- (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
- a. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
    - (a) 役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、コンプライアンス（法令遵守）があらゆる企業活動の前提条件であることを認識し、「リスクマネジメント及びコンプライアンス規程」その他関連社内規程を定め、役職員に周知徹底を行っております。
    - (b) 取締役会は、法令等に基づく適法性及び経営判断の原則に基づく妥当性を満たすよう、「取締役会規程」に基づき業務執行の決定と取締役の職務の監督を行っております。
    - (c) 監査役は、内部監査担当者及び会計監査人との連携を図るとともに、法令等が定める権限を行使し、「監査役会規程」及び「監査役監査基準」に基づき取締役の職務の執行を監査し、必要に応じて取締役会で意見を述べております。
    - (d) 内部監査担当者は、「内部監査規程」に基づき、役職員が法令、定款、社内規程等を遵守していることについて内部監査を実施しております。
    - (e) 法令違反その他のコンプライアンスに関する内部通報体制として、通報窓口を設け、「内部通報制度規程」に基づき適切な運用を行っております。
    - (f) 法令、定款等の違反行為が発見された場合には、取締役会において迅速に状況を把握するとともに、外部専門家と協力しながら適正に対応します。
    - (g) 財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他関連法令に従い、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行います。
    - (h) 「反社会的勢力排除規程」を制定して全社的な反社会的勢力排除の基本方針及び反社会的勢力への対応を定め、社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力や団体を断固として排除、遮断することとしております。不当要求等の介入に対しては、速やかに関係部署、社外関係先（警察署、顧問弁護士等）と協議し、組織的に対応し、利益供与は絶対に行いません。

b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (a) 取締役の職務執行に係る事項である議事録、会計帳簿、稟議書、その他の重要な情報等については、「文書管理規程」等を定めて情報管理の責任体制を明確化し、適切な保存及び管理を行っております。
- (b) 取締役、監査役その他関係者は、これらの規程に従い、その職務遂行の必要に応じて前項の書類等を閲覧することができることとしております。
- (c) 個人情報については、法令及び「個人情報管理規程」及び「特定個人情報取扱規程」に基づき、厳重に管理します。

c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (a) 事業に関する損失の危険（リスク）、不測の事態に対応すべく、「リスクマネジメント及びコンプライアンス規程」を制定し、同規程に基づき各部門長が潜在リスクを想定、顕在リスクの把握及び管理を行っております。
- (b) リスク管理推進委員会を設置し、当社の事業活動における各種リスクに対する予防・軽減体制の強化を図っております。
- (c) 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、顧問弁護士等の外部専門家と連携し、損失の拡大を防止し、これを最小限にすべく体制を整えております。
- (d) 役職員に対し、コンプライアンス及びリスク管理に関する教育・研修を継続的に実施いたします。

d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は「定款」及び「取締役会規程」に基づき、定期取締役会を毎月1回開催する他、必要に応じて、臨時取締役会を開催しております。

取締役の職務執行については、「組織規程」、「職務分掌規程」及び「職務権限規程」を制定し、各職位の責任・権限や業務を明確にし、権限の範囲内で迅速かつ適正な意思決定、効率的な業務執行が行われる体制を構築することとしております。

取締役は、緊密に意見交換を行い、情報共有を図ることにより、効率的、機動的かつ迅速に業務を執行することとしております。

中期経営計画により、中期的な基本戦略、経営指標を明確化するとともに、年度毎の利益計画に基づき、目標達成のための具体的な諸施策を実行しております。

e. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役が監査役の業務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、専任または兼任の使用人を設置することとしております。

- (a) 当該使用人の人事評価、人事異動等については、監査役会の同意を要するものとし、当該使用人の取締役からの独立性及び監査役会の指示の実効性の確保に努めております。

f. 当社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他監査役への報告に関する事項

- (a) 役職員は、重大な法令・定款違反及び不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときには、速やかに監査役に報告することとしております。
- (b) 代表取締役社長は、内部通報制度による通報状況を監査役へ報告しております。
- (c) 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会、経営会議その他の重要な会議に出席し、意見を述べるとともに、必要に応じて役職員に説明を求めること及び必要な書類の閲覧を行うことができることとしております。
- (d) 監査役へ報告を行った役職員に対して、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底しております。

g. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (a) 監査役は、代表取締役社長、取締役、内部監査担当者及び会計監査人と定期的な意見交換を実施し、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図っております。
- (b) 監査役がその職務の執行について、必要な費用の支払いあるいは前払い等の請求をしたときは、担当部署にて精査の上、速やかに当該費用又は債務を処理することとしております。

#### h. 財務報告の信頼性を確保するための体制

適正な会計に関する記録や報告を行うとともに、財務報告の信頼性を向上させるため、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準を遵守し、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性の維持・向上を図っております。

#### i. 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

##### (a) 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的な考え方

- イ. 当社の行動規範、社内規程等に明文の根拠を設け、社長以下組織全員が一丸となって反社会的勢力の排除に取り組んでおります。
- ロ. 反社会的勢力とは取引関係を含めて一切関係を持ちません。又、反社会的勢力による不当要求は一切を拒絶しております。

##### (b) 反社会的勢力との取引排除に向けた整備状況

- イ. 反社会的勢力対応運用細則において基本方針について明文化し、全社の行動指針としております。
- ロ. 反社会的勢力の排除を推進するために管理部が一元管理を行い、各拠点では最初の接触を拒否し、各所属長より管理部に報告しております。
- ハ. 反社会的勢力対応規程等の関係規程等を整備し、反社会的勢力排除のための体制構築に取り組んでおります。
- 二. 取引先等について、反社会的勢力との関係に関して確認を行っています。
- ホ. 反社会的勢力の該当有無の確認のため、外部関係機関等から得た反社会的勢力情報の収集に取り組んでおります。
- ヘ. 反社会的勢力からの不当要求に備え、平素から警察、全国暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と密接な連携関係を構築しております。

## (2) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、現時点で当該「基本方針」及び「買収防衛策」につきましては特に定めておりません。業務の更なる改善を図ることにより、企業価値の一層の向上を目指しております。今後の社会的な動向も見極めつつ、慎重に検討を進めてまいります。

## (3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、財務基盤の強化と事業の持続的な拡大・成長を目指していくために、まずは内部留保の充実と事業推進に必要な投資活動を積極的に行っていくことが重要と考え、創業以来配当を実施しておりません。しかしながら、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題として認識しており、今後の経営成績及び財政状態を鑑みつつ、事業・投資計画、事業環境等を総合的に勘案し、内部留保とのバランスをとりつつ配当について検討していく方針であります。

内部留保につきましては、企業体質の強化及び将来の事業展開のための財源としてM&Aアドバイザリー事業の営業活動を行うにあたっての専門知識及び経験を有する人材の採用の強化及び事業拡大に必要不可欠な拠点の設置への投資として有効に活用していく所存であります。

当社の剰余金の配当は、期末配当の基準日を10月31日とする年1回を基本としており、配当の決定機関は株主総会であります。また、当社は取締役会の決議により、毎年4月30日を基準日として中間配当を実施することができる旨を定款に定めております。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

■ 貸借対照表

2024年10月31日現在

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	688,237	流 動 負 債	67,988
現 金 及 び 預 金	649,883	買 掛 金	11,138
売 掛 金	550	未 払 金	5,044
前 渡 金	1,540	未 払 費 用	41,133
前 払 費 用	7,174	未 払 法 人 税 等	1,790
未 収 還 付 法 人 税 等	25,647	契 約 負 債	3,371
そ の 他	3,442	預 り 金	5,510
固 定 資 産	82,512		
有 形 固 定 資 産	11,566	負 債 合 計	
建 物 附 屬 設 備	12,404	67,988	
減 価 償 却 累 計 額	△1,880	(純資産の部)	
建物附属設備（純額）	10,523	株 主 資 本	699,623
工具、器 具 及 び 備 品	5,538	資 本 金	258,921
減 価 償 却 累 計 額	△4,495	資 本 剰 余 金	254,621
工具、器具及び備品（純額）	1,042	資 本 準 備 金	254,621
投 資 そ の 他 の 資 産	70,946	利 益 剰 余 金	186,222
投 資 有 価 証 券	500	そ の 他 利 益 剰 余 金	186,222
破 産 更 生 債 権 等	110	繰 越 利 益 剰 余 金	186,222
緑 延 税 金 資 産	20,409	自 己 株 式	△141
敷 金	40,024	新 株 予 約 権	3,137
そ の 他	10,013		
貸 倒 引 当 金	△110	純 資 産 合 計	702,761
資 産 合 計	770,749	負 債 純 資 産 合 計	770,749

損益計算書

2023年11月1日から
2024年10月31日まで

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	602,292
売 上 原 価	417,535
売 上 総 利 益	184,757
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	199,651
営 業 損 失	14,894
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	53
受 取 手 数 料	1
新 株 予 約 権 戻 入 益	263 318
経 常 損 失	14,575
税 引 前 当 期 純 損 失	14,575
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	290
法 人 税 等 調 整 額	△3,341 △3,051
当 期 純 損 失	11,524

■ 株主資本等変動計算書

2023年11月1日から
2024年10月31日まで

(単位:千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	202,252	197,952	197,952	197,747	197,747	—
当期変動額						
新株の発行	56,669	56,669	56,669			
当期純損失(△)				△11,524	△11,524	
自己株式の取得						△141
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	56,669	56,669	56,669	△11,524	△11,524	△141
当期末残高	258,921	254,621	254,621	186,222	186,222	△141

	株主資本	新株予約権	純資産合計
	株主資本合計		
当期首残高	597,951	—	597,951
当期変動額			
新株の発行	113,339		113,339
当期純損失(△)	△11,524		△11,524
自己株式の取得	△141		△141
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)		3,137	3,137
当期変動額合計	101,672	3,137	104,810
当期末残高	699,623	3,137	702,761

個別注記表

(重要な会計方針に関する注記)

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15年

工具・器具及び備品 3年～5年

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業であるM&Aアドバイザリーサービスにおける主要な履行義務の内容及び収益を認識する時点は以下のとおりです。なお、取引の対価は、主に受注時から履行義務を充足するまでの期間における前受金の受領又は履行義務の充足時点から概ね2か月以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。また、重要な変動対価はありません。

- ・M&Aコンサルティング

M&Aに伴うコンサルティングの役務提供をしております。顧客との契約期間にわたり継続的に役務提供がなされるため、役務提供期間にわたり定額で収益を認識しております。

- ・M&A成約報酬

アドバイザリー契約の目的に基づいて業務を完了させる義務を負っております。譲渡希望者と買収希望者の間で株式譲渡、事業譲渡等に係る最終契約が締結され、株式・財産の譲渡や譲渡代金(譲渡対価)の引き渡し等が実行されたクロージング時点で、当社と顧客の間で締結した契約に定める履行義務が充足したと判断し、収益を認識しております。

(5) 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

(貸借対照表に関する注記)

担保に供している資産

その他（投資その他の資産）10,000千円を宅地建物取引業法に基づく営業保証金として供託しております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	1,378,000	125,300	-	1,503,300

(変動事由の概要)

普通株式の増加の125,300株は、オーバーアロットメントによる売り出しに関連した第三者割当増資による増加57,300株、新株予約権の権利行使による増加68,000株であります。

2. 自己株式に関する事項

普通株式 31株

3. 当事業年度末における発行している新株予約権（行使期間の初日が到来していないのを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 40,000株

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

敷金償却	368千円
未払賞与	8,895 //
未払監査報酬	1,607 //
繰延資産	140 //
未払家賃	155 //
貸倒引当金	33 //
繰越欠損金	9,902 //
繰延税金資産小計	21,103 //
評価性引当額	△33 //
繰延税金資産合計	21,070 //

繰延税金負債

未収還付事業税	661 千円
繰延税金負債合計	661 //
繰延税金資産の純額	20,409 //

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.62%
(調整)	
住民税均等割	△1.99 //
交際費等の損金不算入	△1.10 //
株式報酬費用の損金不算入	△6.59 //
税効果会計適用後の法人税等の負担率	20.93 //

(リース取引関係に関する注記)

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	4,580千円
1年超	— //
合計	4,580 //

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金計画に従って、当面必要な運転資金は、第三者割当増資により調達しております。
投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクにさらされております。

営業債務である買掛金は、ほとんど1ヶ月以内の支払期日であり、また、未払金、未払費用、法人税、住民税及び事業税の未払額である未払法人税等、預り金は、その全てが2ヶ月以内に納付期限が到来するものであります。

投資有価証券は主に業務上の関係を有する企業の株式であり、時価又は実質価額が取得原価を下回るリスクが存在します。

敷金は、建物の賃貸借契約に基づくものであり、差入先の信用リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は債権管理規程に従い、取引に先立ち顧客の信用リスクを把握し、信用リスクの高い取引先とは取引を行わない方針とするとともに、営業債権について管理部門が取引先ごとの残高を管理するとともに財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、資金繰り計画を作成・更新することにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 敷金(*3)	32,564	27,400	△5,164
(2) 破産更生債権等	110		
貸倒引当金(*4)	△110		
	—	—	—
資産計	32,564	27,400	△5,164

(*1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」、「未払費用」、「未払法人税等」及び「預り金」は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 市場価格のない株式等は、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

非上場株式 500千円

(*3) 貸借対照表計上額との差額は、資産除去債務相当額7,459千円であります。

(*4) 破産更生債権等に対し個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	649,883	—	—	—
売掛金	550	—	—	—
合計	650,433	—	—	—

(注) 1. 敷金については、返還期日を明確に把握できないため、記載しておりません。

2. 破産更生債権等については、償還予定額が見込めないため、記載しておりません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金	—	27,400	—	27,400
破産更生債権等	—	—	—	—
資産計	—	27,400	—	27,400

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明
敷金

敷金の時価は、一定の期間ごとに区分した当該敷金の元金の合計額を国債の利回り等適切な指標に信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

破産更生債権等

破産更生債権等については、回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定し、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額により算定しており、観察できないインプットである貸倒見積高等による影響額が重要であるため、レベル3の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	M& Aアドバイザリー業務
M& A成約報酬	540,594
M& Aコンサルティング	61,697
顧客との契約から生じる収益	602,292
外部顧客への売上高	602,292

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針に関する注記) (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当事業年度期首残高	当事業年度末残高
顧客との契約から生じた債権（売掛金）	9,306	550
契約負債	4,342	3,371

契約負債は、顧客との契約に基づく履行義務の充足に先行して受領した対価に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。当事業年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた金額は2,942千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	465.40円
1株当たり当期純損失	7.78円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純損失の金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

1株当たり当期純損失	
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る当期純損失（千円）	11,524
普通株式の期中平均株式数（株）	1,481,981
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金の算定に含まれなかった潜在株式の概要	新株予約権1種類（新株予約権の数188個）

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

純資産の部の合計額（千円）	702,761
純資産の部の合計額から控除する金額（千円）	3,137
普通株式に係る期末の純資産額（千円）	699,623
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数（株）	1,503,269

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

監査報告書

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年12月20日

ジャパンM&Aソリューション株式会社
取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 月本洋一
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤恭治
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ジャパンM&Aソリューション株式会社の2023年11月1日から2024年10月31日までの第5期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年11月1日から2024年10月31日までの第5期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び監査法人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上のように基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

監査法人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年12月20日

ジャパンM&Aソリューション株式会社 監査役会
常勤監査役（社外監査役）五十嵐 敬喜
社外監査役 阿部 慎史
社外監査役 酒井 奈緒

以上

株主総会会場ご案内図



所在地

〒102-0093 東京都千代田区平河町二丁目4番1号
都市センターホテル6階 601



※ 駐車場の用意はございません。お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



交通機関のご案内

東京メトロ 有楽町線・半蔵門線・南北線
「永田町」駅 9a・9b出口より徒歩約3分
4番・5番出口より徒歩約4分

東京メトロ 有楽町線「麹町」駅 1番出口より徒歩約4分

東京メトロ 丸ノ内線・銀座線「赤坂見附」駅 D出口より徒歩約8分

東京メトロ 半蔵門線「半蔵門」駅 1番出口より徒歩約6分



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを採用しています。